

災害時等における上下水道の応急対策活動に関する協定書

鯖江市（以下「甲」という。）と株式会社NJS・E&M（以下「乙」という。）は、地震、落雷、風水害、その他の災害、漏水等事故が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害等」という。）において、市民のライフラインである上下水道施設の速やかな能力回復のため、相互に協力して応急対策を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害等に伴い上下水道施設が被災し、または被災するおそれがある場合に、甲乙が協力して応急対策を実施することに関する事項を定め、災害等に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害等の発生時において乙の応急対策活動が必要であると認めるときは、次の各号にあげる事項を明らかにし文書で協力を要請する。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等により要請できるものとし、後日速やかに文書を送付するものとする。

- （1）災害等の状況および上下水道施設等の被害状況
- （2）必要とする人員数および期間
- （3）必要とする機器類および物資の種類、数量
- （4）応急対策の場所および内容
- （5）その他、甲が必要と認める事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、乙の営業に支障のない限りこれを受諾し、直ちに指定場所に出動する。また、甲の職員の指示のもと要請内容に積極的に協力するものとする。

2 甲は、乙の応急対策が円滑に実施できるよう、図面等の供与、現地での誘導および諸調達について必要な援助を行う。ただし、諸調達について十分な援助を行えない場合は、前条の規定に基づき要請時に連絡するものとする。

（連絡責任者）

第4条 甲および乙は、災害等情報の伝達、応急対策の円滑な実施を図るため、連絡責任者および緊急連絡体制をあらかじめ定め相互に報告するものとする。

2 乙の連絡責任者は、甲からの要請後、応急対策出動中または活動中において、乙の職員の安全を確保できないと判断した場合は、甲の連絡責任者に報告後、応急対策活動を取りやめることができるものとする。

（応急対策等）

第5条 甲が乙に要請する応急対策は、概ね次のとおりとする。

- （1）広報活動
- （2）電話および窓口対応
- （3）応急給水活動

（4）その他、特に要請があった活動

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定に基づく応急対策に従事した場合は、次の各号にあげる事項を甲に報告する。

- （1）応急対策に従事した人員数および期間
 - （2）応急対策に使用した機器類の種類および使用時間
 - （3）その他、甲が必要と認める事項
- （費用の負担）

第7条 この協定に基づく応急対策活動のために乙が要した費用は、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（費用の請求および支払）

第8条 乙は、前条に規定する費用を請求するときは、甲が定めるところにより行うものとし、甲は、乙からの請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（災害補償）

第9条 応急対策活動において、乙の従事者が負傷もしくは疫病にかかり、または死亡した場合は、乙の労災保険等により補償するものとする。

2 乙が、この協定に基づく応急対策活動従事中に第三者に損害を与えた場合、その賠償方法および賠償額は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、「鯖江市上下水道お客様センター業務委託」の委託契約と同期間とする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項および実施、内容について疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和元年12月17日

甲 福井県鯖江市西山町13番1号

鯖江市長

牧野 昭

乙 東京都港区芝浦1丁目1番1号
株式会社NJS・E&M

代表取締役社長

田中 亮

